



No.157

ごが 議会だより



か ぞく あそ
「家族で遊んでいるところ」



ひのした ゆい と
樋下 結人

か ぞく あそ
家族で遊ぶことが
ほんたの
1番楽しいです！



ね もと こういち
根本 幸一

あつまれ どうぶつのもり
むし す
で虫が好きになったよ



もり
「あつまれ!どうぶつの森」



たい そう
「体 操」



かげ やま こう た
影山 航太

よう ち えん たいそう
幼稚園の体操が
たの
楽しいな！

- 令和2年第3回定例会
- 常任委員会、決算特別委員会
- ここが聞きたい一般質問
- 議会トピックス・議会の動き

今回の表紙を飾るのは認定こども園
五霞幼稚園・保育園の園児の皆さんです。



「議会だより」を
スマートフォンな
どで見ることがで
きます。

令和2年第3回定例会（9月）

令和元年度決算を認定

歳出総額 76億4千万円

一般会計41億8千万円

令和2年第3回定例会が、9月4日から17日まで14日間の会期で開催されました。

本定例会では、令和元年度各会計決算をはじめ、令和2年度一般会計・特別会計補正予算など27件の議案等が提出され、全て原案のとおり可決しました。

会期中、総務文教委員会、経済建設委員会が開かれ、関連議案について審議しました。

また、9月9日・11日・14日の3日間にわたり決算特別委員会が開かれ、令和元年度の各会計決算について集中審議しました。

なお、町政全般にわたり4名の議員が一般質問を行いました。



令和元年度 会計別決算の状況

（単位：千円）

会 計 名		令和元年度 歳入決算額	令和元年度 歳出決算額	歳入歳出差引
一 般 会 計		4,632,886	4,188,712	444,174
特別会計	国 民 健 康 保 険	1,155,880	1,153,044	2,836
	後 期 高 齢 者 医 療	182,833	182,713	120
	介 護 保 険 事 業	766,396	721,891	44,505
	公 共 下 水 道 事 業	441,963	416,119	25,844
	農 業 集 落 排 水 事 業	207,901	205,905	1,996
	小 計	2,754,973	2,679,672	75,301
企業会計	水道事業(収益的収支)	432,705	441,582	△ 8,877
	水道事業(資本的収支)	232,955	336,802	△ 103,847
	小 計	665,660	778,384	△ 112,724
合 計		8,053,519	7,646,768	406,751

令和２年第３回定例会では、２ページのほか下記のことが決定しました。

承認第 12 号	専決処分の承認について（令和２年度五霞町一般会計補正予算（第４号）） 歳入歳出それぞれ 3,250 万 4 千円の追加補正
承認第 13 号	専決処分の承認について（令和２年度五霞町一般会計補正予算（第５号）） 歳入歳出それぞれ 3,060 万円の追加補正
議案第 50 号 ↳ 議案第 52 号	五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づく選任同意 ・大久保 武雄 氏（再任） ・山中 武男 氏（再任） ・菊地 正明 氏（再任）
議案第 53 号 ⑤	五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新型コロナウイルス感染症の影響等による減免申請期間に一定の猶予を設けるための条例の一部改正
議案第 54 号 ⑤	五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例 地番図等の発行手数料を A3 サイズ 1 枚につき 300 円に一本化するための条例の一部改正
議案第 55 号 ⑤⑥	令和２年度五霞町一般会計補正予算（第６号） 歳入歳出それぞれ 4 億 1,378 万 5 千円の追加補正 （歳入）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,696 万 4 千円の追加 （歳出）公有財産購入費 3 億 5,000 万円の追加 など
議案第 56 号 ⑤	令和２年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） 歳入歳出それぞれ 20 万 6 千円の追加補正 （歳入）一般会計繰入金の追加 87 万円 （歳出）予備費の減額 66 万 4 千円 など
議案第 57 号 ⑤	令和２年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出それぞれ 100 万円の減額補正 （歳入）一般会計繰入金の減額 77 万円 （歳出）予備費の減額 23 万円 など
議案第 58 号 ⑤	令和２年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出それぞれ 3,309 万 1 千円の追加補正 （歳入）繰越金の追加 4,350 万 4 千円 （歳出）基金積立金の追加 2,431 万 7 千円 など

議案第 59 号 ⑧	令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	
	歳入歳出それぞれ 530 万円の追加補正 (歳入) 一般会計繰入金の追加 405 万 7 千円 (歳出) 人件費の追加 530 万円 など	
議案第 60 号 ⑧	令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	
	歳入歳出それぞれ 4 万円の追加補正 (歳入) 一般会計繰入金の追加 4 万円 (歳出) 人件費の追加 4 万円	
議案第 61 号 ⑧	令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）	
	(収益的収入及び支出) 収入支出それぞれ 554 万 1 千円の追加補正 (資本的収入及び支出) 収入支出それぞれ 2,219 万円の減額補正 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 職員給与費 435 万 1 千円の追加	
報告第 6 号	令和元年度五霞町財政の健全化判断比率等について	
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告 ・実質公債費比率 8.4% (前年 8.9%) ・将来負担比率 53.6% (前年 40.7%) ・実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率はいずれも該当なし	
報告第 7 号	債権の放棄について	
	五霞町債権管理条例第 16 条第 1 項の規定に基づく、町の債権の放棄について同条第 2 項の規定による報告 ・一般会計 学校給食費保護者負担金 4 名 355,579 円 ・農業集落排水事業特別会計 農業集落排水使用料 5 名 112,080 円 ・水道事業会計 水道料金 16 名 800,854 円	
発議第 4 号	五霞町議会決算特別委員会の設置	
請願第 2 号 ⑧	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択
意見書第 2 号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書	
意見書第 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	

⑧ = 総務文教委員会付託 ⑧ = 経済建設委員会付託

※議案第 62 号から議案第 68 号については、令和元年度各会計決算となります。

意見書を提出

地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。
(なお、文章は要約して掲載しています)

○教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

国の施策として財源保障をし、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の事項を強く要請する。

1	計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
2	教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉や教育、防災対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は厳しい状況になることが予想されるため、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、次の事項を強く要請する。

1	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2	地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3	令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4	税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5	特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

常任委員会

Q & A

Q 国民健康保険税条例の一部改正は、保険税の減免申請期間に猶予を設けるための改正であるが、「町長は別に申請期限を定めることができる」とは、どういうことか。

A 現行の条例では、申請期限は納期限の7日前までとなっていますが、別に定めた要綱により、新型コロナウイルス感染症の影響等により期限までに申請ができない場合は令和3年3月31日まで申請可能とするものです。

Q 防災行政無線のデジタル化工事が進められているが、

町内全域に無線の音が届くようになるのか。

A 町内全域を網羅できる設計となっています。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響により小学校・中学校の修学旅行が延期になり、日帰りに変更されたところであるが、この旅費は政府が進めるGo Toトラベルの対象になるのか。

A 日帰りの場合、1万円を上限として補助の対象となります。



Q 道の駅東側の用地買収費が補正予算に計上されたが、この土地をどのように利用していく計画なのか。

A 道の駅が開業から15年を経過し、施設が経年劣化してきていることも踏まえ、更なる拡充又は新設を考えています。

Q 道の駅裏の調整池を多目的広場として開放するにあたり、管理はどのように行っていくのか。

A 利用については、道の駅の営業日に限り、午前9時から日没前までを想定しています。また、維持管理の面では、塗装を工夫するなどして、できるだけ維持費がかからないようにしたいと思います。



決算特別委員会

Q & A

Q 役場庁舎と中央公民館の複合基本構想を策定したが、今後の計画はどのようなになっているのか。

A あくまで構想の中でのスケジュールですが、今年度に都市計画関係の調整等を実施し、来年・再来年度で設計、令和5年度に工事という計画です。

Q ドライブレコーダーは、事故等があった場合の証拠になるほか、防犯カメラの代わりにもなるので、全ての公用車に取り付けてもいいのでは。

A 昨年度に5台、今年度も5台の公用車へ取り付けを予定しています。危機管理も含め、今後も取り付け車両を増やしていきたいと考えています。



Q 防災行政無線による火災のお知らせについて、工場等が火元の場合は大火災につながることもあり得ることから、消防活動や周辺住民の避難がいち早くできるよう、場所を特定する放送ができないか。

A 火災現場を明示することについては難しく、警察・消防・役場で連携を図りながら、住民避難が早期にできる体制を構築していきたいと考えています。

Q 行政区単位で結成される自主防災組織は、現状では行政組合の加入者のみで構成されているように見受けられるが。

A 地域活動である自主防災組織は、組合加入の有無を問わず、地域住民全員でお互いに助け合っていただきたいと思っています。



Q 公共交通のあり方については、監査委員からも指摘をされているところである。今後の方向性について見直しを図るべきではないか。

A 本格運行から3年が経ち、利用度が増してきている中で再検討をしており、できるだけ早く結論を出したいと思っています。

Q 民生委員・児童委員の活動日数が年々増えているが、委員に過大な負荷がかかっていないか。また、その活動の内容は把握しているのか。

A 民生委員・児童委員の活動は多岐にわたり、非常に御苦労をされていることは把握しています。活動内容は毎月報告をしていただいています。

Q 道の駅ごか駐車場の白線が消えて、そのままになっているところがあるが。

A 駐車場の大部分が国土交通省の管理となっていることから、管轄する宇都宮国道事務所と協議をしていきたいと思っています。

Q 地震発生時に道路や橋梁の点検はしているか。

A 震度4以上の地震が発生した場合は、職員が道路パトロールをしながら、橋梁点検等を行っています。

Q 地籍調査事業は、昨年度で調査区域全ての登記が完了したところであるが、筆界未定となった筆数は。また、圃場整備区域への調査拡大につ

いてはどうなっているか。

A 筆界未定箇所は167筆です。また、町内の圃場整備区域面積のおよそ半分が、今年度に国が策定した第7次国土調査事業十箇年計画の対象となっていることから、今後、県と協議をしながら検討を進めていきたいと考えています。

Q 中学生の読書量が少ないことの背景は何か。

A スマートフォンの利用が増加していることや部活動等で読書の時間の確保が難しいことが要因と思われます。今後は、できる限り読書の時間を確保できるよう学校と連携して進めていきたいと思っています。



Q 各学校にAEDを設置しているが、先生方は操作訓練をしているか。

A 日本赤十字社による講習を年に1度、夏休み期間中に行っています。



Q 特定健診で再検査が必要になった場合に、医療機関で

再び同様の検査を行う。連携を図り、省略することはできないのか。

A 令和3年3月から実施されるマイナンバーカードと保険証の一体化に合わせ、医療機関との健診情報の連携についても国のほうで準備を進めているところです。

Q 介護保険事業の中にある家族介護予防事業の内容は。

A 介護認定者の家族を対象に、ベッドからの移動の仕方などの教室を2回実施しました。



Q 下水道事業の広域化・共同化の検討を実施したとあるが、概略を説明いただきたい。

A 農業集落排水と公共下水道の統合や、環境浄化センター（原宿台）をポンプ場にして周辺の流域下水道への接続などを検討するため、現地調査等を行いました。

Q 公共下水道事業で行った有害物質分析の内容は。

A 下水道の流入水、放流水、脱水汚泥に含まれる有害物質の分析を4回実施し、全ての項目において基準値内でした。

黛 丈夫 議員



問 五霞町国土強靱化地域計画で水道施設の強靱化は現状進んでいるのか

答 老朽化や耐震化と合わせ、対応を検討していく

計画では、現状の脆弱性を評価して強靱化へ向けた対策を検討するとしているが、実情がどのような状況にあるのか。

問 利根川が越水・破堤した場合の浄水施設は。

上下水道課長 国の調査で川妻浄水場は浸水想定区域内

にあり、災害対策やバックアップがない施設として報告しています。

問 対策は。近々の対応は。内水側降雨では。

上下水道課長 主要設備が1階及び地下にあるため、完全な浸水対策が難しい。そのた

め、災害時の飲み水確保を近隣及び日本水道協会加盟の県内外自治体との相互応援協定のほか、町内企業との災害時応急給水協定により、初動の対応としています。また、近年の累積雨量 300mm を超える豪雨において、内水被害は確認されていません。

問 町の非常時備蓄品の対応は適切か

答 防災・減災の取組みを継続検証するなかで、備蓄品の見直し確保をしている

災害時、生命維持に必要な飲料水 9L / 人以上 (3L / 日 × 3 日) の確保は一人世帯の高齢者等では緊急避難に際し、相当の重荷になることが予想される。

問 現在の非常時備蓄品の保管状況は。

生活安全課長 非常時備蓄品保管状況は表に示したとおりです。

問 備蓄品の備えに基準はあるのか。また、コロナ禍対策で検討している内容は。

生活安全課長 基準等はない。非常食は今年の台風 19 号の

実績を踏まえ 2,000 人 × 3 食 = 6,000 食を確保。飲料水については、備蓄場所拡充の検討を図るところです。コロナ対策は、非接触型体温計、アルコール消毒液、マスク、パーテーション等の配備を考えています。

【五霞町の非常時備蓄内容】

令和 2 年 8 月現在

備 蓄 場 所	在 所	非常食 (食)	飲料水 【合計：1,500L】		毛布 (枚) 体調不良者用
			500ml (本)	2L (本)	
役場敷地内防災倉庫	小福田	3,270	1,488		
福祉センターひばりの里	江川	1,190	120		
情報・防災ステーション	山王	2,250	192	288	
西児童館	元栗橋	70	24		
南児童館	原宿台	70	24		
以上 5 か所	計	6,850	1,848	288	550

注意：災害時の飲料水、食料 (最低 3 日分)、生活必需品の確保は原則各世帯が行う**自助**にあたります。

小野寺 宗一郎 議員



問 新型コロナウイルス感染症に対する教育現場への影響について

答 児童・生徒、教職員のために長期的な視野に立ち、組織的・継続的に取り組んでいる

コロナ禍で長期の臨時休校となり、児童・生徒、教職員の不安やストレスは計り知れないものだったのでは。

問 休校中、また、学校再開後の児童・生徒の心身の状況はどのように把握し、対応を行ったのか。

教育次長 電話連絡、家庭訪問により行い、中学校では生活アンケートも実施し、個々の課題に応じた面談を積極的に行うとともに、学習相談の時間を増やしました。

問 教職員に対するメンタルケアは。

教育長 教職員を対象に平成30年度から労働安全衛生法に基づいた心理的な負担の

程度を把握するための検査、ストレスチェックを実施しており、ストレスが高いと診断された場合は、専門の医師への面談へとつないでいます。

問 児童・生徒に感染者が確認された場合の対応は。

教育次長 完治するまで出席停止となり、濃厚接触者につきましても、PCR検査の結果にかかわらず、感染者と濃厚接触があった日の翌日から2週間の出席停止になります。

問 教職員が感染した場合の対応は。

教育次長 退職教員やクラスの担任外の教頭、教務主任等が担任としてクラスに入ったり、町で雇用している教育

活動指導員、そのほかの教員の振り替え授業を行うなどの対応をしていきます。

問 今後、インフルエンザ等も含めた感染症対策は。

教育長 学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携、協力体制も確認いたしまして、多くの人とのかわりの中で組織的に対処していきます。





問 水害時の避難支援について

答 備えあれば憂いなし

空振りでもいい、余裕をもって避難しよう。

問 災害対策本部から区長への連絡方法は。

生活安全課長 基本は電話連絡ですが、状況によってメールも利用します。

問 防災ステーション下のマイカーによる一時避難所やその他の避難場所と注意点はいつどのように広報するのか。

生活安全課長 各避難所の注意点や親戚・知人宅・自宅の垂直避難などを含め、チラシの全戸配布で周知します。

問 役場 3 階にある町議会の議場も避難所にできるのでは。

生活安全課長 役場 2 階までの浸水を想定し、災害対策本部の垂直移転先として予定していますので、住民の方の一時避難所としての活用は難しいと考えています。

問 防災ステーション下の一時避難所に仮設トイレが必要ではないか。また、車両の誘導は。

生活安全課長 仮設の水洗トイレ 8 台を 2 か月間リースしました。また、駐車場枠を表示し、係員を配置します。

問 各避難所の受け入れ可能枠はコロナ予防で減少するが、受け入れ方針は。

生活安全課長 時間に余裕がある場合は、収容状況によって来場者を別の避難所へ誘導することもあり得ますが、避難指示発令時は来場者を全て受け入れることとしています。

問 避難と聞くと、どこかに逃げなければいけないような感じをもつが、ハザードマップなどにより自宅での垂直避難もあることを周知すべきでは。

生活安全課長 避難場所のチラシ、広報ごか、町のホームページでも紹介していきます。

問 避難時は自助として、各自、飲料水や食料、避難先で過ごすための品物を持参すべきでは。

生活安全課長 広報ごか、水害ハザードマップなどで紹介しています。

問 利根川堤防の新幹線橋梁部は堤高が低いので土嚢を積んでいるが、経費は J R に請求すべきではないか。

生活安全課長 国との協議の結果、堤防強化事業が終了するまでは、水防活動としての対応を要請されており、利根川栗橋流域水防事務組合と費用負担について協議中です。

問 避難勧告を出すような事態の時は、報道機関に対し危険な状況を報道するよう促すべきでは。

生活安全課長 国交省では既に水位情報などを配信していますし、町としても情報発信していきます。



避難方法の選択

バザードマップ等で浸水想定を確認しましょう。

安全な場所で
車内待機

安全な場所にある
知人や親戚宅

垂直避難

指定避難場所





問 新型コロナウイルス感染拡大による行政の対応について

答 コロナ禍による時代の変化を契機と捉え、第6次総合計画の基本計画を中心にしっかり取り組んでいく

コロナ禍において新たな課題が出ていところであるが、ピンチをチャンスと捉え、積極的・スピーディに行動することが必要では。

問 町内事業所(農業を含む)に対する支援体制の構築について問う。

産業課長 資金繰りへの支援策として、信用保証協会が融資を保証するセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証があります。売上金が前年同期と比較して基準を下回った事業所であると町

が認定を行います。大変有利な条件で借入できるものであり、63件の受付がありました。

また、地方創生臨時交付金を活用した「みんな2020(にこにこ)エール商品券」は、地域の消費喚起と商品券取扱店の売上増に一定の効果が期待できる事業です。

いまだ新型コロナウイルスの収束が見込めない中、国・県の支援策の動向を見極め、町内事業所に対し有効な事業を展開したいと思います。



問 自治体のデジタル化の推進について問う。

まちづくり戦略課長 マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化、国・地方を通じたデジタル基盤の強化など、国・県との連携を図りつつ、行政のデジタル化に向けて取り組んでいきます。

問 第6次五霞町総合計画から見た今後のまちづくりの方向性について問う。

町長 コロナ禍の影響により、日常の生活様式が一変する事態となってきました。人口減少社会の中、持続可能なまちづくりが求められ、財政基盤の強化がより必要と思われます。働く場所の提供、子育て支援の充実、ま

た、区域指定制度*導入による住宅の建築、空き家対策等の課題に対応し、若い人たちにも住んでいただける町になるよう取り組んでいきます。

今年度新たにまちづくり戦略課を設置しましたので、当課を中心に第6次総合計画に掲げた重点プロジェクトを着実にスピード感を持って進めていきたいと思っています。

※区域指定制度とは…

市街化調整区域内であっても、基準を満たし県の指定を受けた区域において、申請者の出身要件等を問うことなく、誰でも住宅等の一定用途の建築物の建築を可能とするもの。



● 議会トピックス ●

町内公共施設等を視察



8月6日、山本議員、江森議員、黛議員、小野寺議員の4名が、町内の公共施設等（中央公民館、令和橋、原宿台環境浄化センター、農業集落排水南部水処理センター、福祉センター「ひばりの里」、情報・防災ステーション）を視察しました。

当日は、各施設の関係職員等から詳細な説明を受け、議員から様々な質問がなされました。

議会の動き（9月～11月）

9月 4 日	第3回定例会初日	9月 15 日	一般質問	10月 30 日	広報編集特別委員会
9月 7 日	総務文教委員会	9月 17 日	第3回定例会最終日	11月 18 日	広報編集特別委員会
9月 8 日	経済建設委員会	〃	議会運営委員会	11月 19 日	議会運営委員会
9月 9 日	決算特別委員会	9月 23 日	議会全員協議会	〃	議会全員協議会
9月 11 日	決算特別委員会	10月 1 日	広報編集特別委員会	11月 30 日	第1回臨時会
9月 14 日	決算特別委員会	10月 21 日	議会全員協議会		

**次回
定例会**

12/4(金)～12/11(金)を予定

一般質問は **12/9(水)・12/10(木)**を予定しています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程を変更する場合があります。

※詳しくは、議会事務局又は町公式ホームページでご確認ください。

広報編集特別委員会

委員長	植 竹 美智雄
副委員長	黛 丈 夫
委 員	鈴 木 喜一郎
	新 井 庫
	山 本 芳 秀
	小野寺 宗一郎